

延岡市立上南方小中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成29年8月21日改定

平成30年1月9日改定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

延岡市いじめ防止基本方針（以下「延岡市の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めるとともに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を迅速に実施することを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめ

に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを可能とするものである。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員によることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では「生徒指導推進委員会」、「いじめ・不登校対応対策委員会」）を活用して行う。
- (3) 「いじめの定義」に示されている「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。
- (4) 「いじめの定義」に示されている「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事前の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にもその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本校では「生徒指導推進委員会」、「いじめ・不登校対応対策委員会」）へ情報提供することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である、

3 いじめの理解

上記の定義のもと、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題であること、最近のいじめは携帯電話やパソコンにより一層見えにくくなっていることを踏まえ、次の3つについて理解することが必要である。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであること、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返えされたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるという基本認識に立つ必要がある。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが肝要である。

そのためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

② 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許され

ない」ことの理解を発達段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが肝要である。

- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むという観点が必要である。
- ④ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めていくことが必要である。
- ② いじめの早期発見のためには、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ③ 特に、保護者には、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要があることを啓発していく。
- ④ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

- ① いじめが認識された場合には、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携ができる体制整備を確立しておく。
- ② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解しておくことが必要である。また、学校における組織的な対応ができる体制整備を確立しておく。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 学校と各家庭との連携を密にするため、学校通信による情報発信、中でも情報の双方向を目的とした学級通信等の定期的発行に努め、情報交換の密度を高めて、いじめの起きない環境づくりに努める。また、問題が発生した場合の迅速な連携を推進しやすい環境づくりに努める。
- ② P T A、学校関係者評価委員会、上南方地区青少年育成連絡協議会、上南方地区社会福祉協議会等の学校関係者によるいじめ問題について協議する場を、学校運営協議会の中に設けることをとおして、いじめの問題について地域、家庭と連携・協働できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめの問題への対応においては、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要である。警察や児童相談所との適切な連絡を図るため、平素から関係機関の担当者との連絡会議を開催したり、関係機関主催の連絡会議に参加したりするなど情報共有体制を構築する。
- ② 教育相談を充実させるため、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等、学校以外の相談窓口についても児童生徒や保護者へ適切に周知したりするなど関係機関による取組と連携する。

5 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導推進委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭を構成メンバーとし、毎週定期的に実施する。必要に応じてスクールカウンセラー、主任児童委員、関係職員も参加する。
- 市いじめ防止基本方針の「いじめの理解」や「いじめ防止等に関する基本的考え方」に基づき、学級担任と生徒指導主事が毎週作成する児童生徒状況シートを基に、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
また、先週との実態比較による変容を確認することを通じて、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するべく具体的な対応について協議する。

(2) いじめ・不登校対応対策委員会

- 全教職員を構成メンバーとし、毎月第4水曜日に実施する。
 - 市いじめ防止基本方針の「いじめの理解」や「いじめ防止等に関する基本的考え方」に基づき、毎月実施するいじめアンケートの集計結果と毎週実施する生徒指導推進委員会で作成された児童生徒状況シートを集約したものを基本資料として、小学部、中学部の月ごとの生徒指導状況について共通理解し、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するべく具体的な対応について協議する。
- ※ 上記の2つの組織（生徒指導推進委員会、いじめ・不登校対応対策委員会）を効果的・定期的にサイクルさせ、いじめ防止といじめが疑われる場合の適切かつ迅速な対応についての具体的な対応を、校長のリーダーシップの下に組織的に全職員で行う体制を構築する。

6 いじめの防止のための取組

- (1) 全教育活動を通じて、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開するとともに、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じて、「いじめは

決して許されない」ことへの理解を、発達段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを育成する。

なお、道徳科において児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

- (3) 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くために、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やあいさつ運動、ボランティア活動などを推進する。

なお、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、感情をコントロールする力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の体験活動を推進する。

- (4) 児童生徒に達成感や充実感を味わわせるための分かる授業や、生徒指導の三機能（自己存在感の保障、自己決定の場の保障、共感的人間関係）が発揮される授業を展開する。
- (5) 児童生徒、その保護者、及び教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。
- (6) いじめの未然防止に向けて、保護者及び地域住民並びにその他の関係者と連携した諸活動を通じて、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むための継続した取組を行う。

7 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめに関する調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① いじめに関するアンケート調査（毎月末、年12回）
- ② 教育相談（学期1回、年3回、他に必要に応じ適宜実施）

- (2) いじめ相談体制の整備

児童生徒並びに保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① いじめ相談担当者
- ② いじめ相談窓口
- ③ スクールカウンセラーの活用
- ④ 電話による相談窓口として延岡市青少年育成センターや延岡市オアシス教

室、県教育研修センターの「ふれあいコール」等について周知する。

(3) 日常的な観察

- ① 「児童生徒がいるところには教師がいる。」を基本とし、業間や昼休み、放課後の雑談等の機会にも児童生徒たちの様子に目を配り、児童生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃さない。
- ② 様子が気になる場合には、教師側から積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確認する。

8 いじめの解決のための対応

- (1) 観察、相談、調査等でいじめが疑われる場合は、生徒指導主事を通して校長（教頭）へ速やかに報告し、校長の指示を仰いで生徒指導主事、学級担任等を中心に組織体として速やかに事実確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、その事実を校長（教頭）に報告するとともに、いじめられている児童生徒や事実を知らせてきた児童生徒の安全・安心を確保するための適切な処置をとる。
- (3) 校長の指示により、臨時のいじめ・不登校対応対策委員会を開催する。
- (4) 臨時のいじめ・不登校対応対策委員会では、以下の対応について協議し、全職員への共通理解を図る。
 - ① 正確な事実の整理（関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等）といじめの解決のための指導法等（被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携）について
 - ② 校長の指示による教頭、生徒指導主事、学年主任・学級担任の役割分担の明確化
 - ③ 家庭や教育委員会への連絡・相談について
 - ④ 関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との連携の必要性の有無について
 - ⑤ いじめの解消の確認について（いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの確認が必要である。特に、「いじめに係る行為が止んでいること」については、少なくとも3か月の期間継続していることが目安となる。）
 - ⑥ いじめの再発防止に向けた取組について（いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒並びに加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。）

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味について

ア 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

イ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

(ア)児童生徒が自殺を企図した場合

(イ)身体に重大な傷害を負った場合

(ウ)金品等に重大な被害を被った場合

(エ)精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

ウ 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

エ 児童生徒からいじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

オ 児童生徒又は保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、小・中学校長は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため行う。

イ 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

ウ 調査主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

エ 教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織について

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。

イ 学校が調査の主体となる場合、2(2)アにより設置される「いじめ不登校・対応対策委員会」等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処する。

ウ 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係におのよな問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。

イ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

ウ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

エ 当該調査を実りあるものにするため、学校自身がたとえ不都合なことがあつたとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行

う。

オ 学校は、教育委員会いじめ防止附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会から指導・支援を受けたり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。

※ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 児童生徒の入院等など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

ウ 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。

エ 学校が調査を行う場合においては、提供する情報の内容・方法・時期な

どについて、教育委員会に必要な指導・支援を仰ぐ。

10 地域や家庭との連携

(1) P T A、学校評議員（学校関係者評価委員会）、上南方地区青少年育成連絡協議会等といじめの問題について協議する機会を定期的に設定する。

(2) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、並びにいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組や改善方策について評価する。

- ① いじめの早期発見のための取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。